

ふくほしょうけいだい 22 福保障計第423号
へいせい ねん がつ か
平成22年 7月 7日

しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎそうごうふくしづかい
障がい者制度改革推進会議総合福祉部会

ぶかいちょう さとう ひさお さま
部会長 佐藤 久夫 様

とうきょうとふくしほけんきょくしょうがいしゃせさくすいしんぶちょう
東京都福祉保健局障害者施策推進部長

あしだ しんご
芦田 真吾

しょう しゃそうごうふくしほう かしょう せいていいぜん さっきゅう たいおう よう
「障がい者総合福祉法（仮称）の制定以前に早急に対応を要する
かだい せいり どうめん かだい きさい ないよう
課題の整理（当面の課題）」に記載された内容について

ひ とうきょうと しょうがいふくしせさく すいしん かくべつ はいりよ たまわ
日ごろから、東京都における障害福祉施策の推進について格別の配慮を賜
あつ れいもう あ
り、厚くお礼申し上げます。

へいせい ねん がつ か そうごうふくしづかい しょう しゃせいどかいかくすいしん
さて、平成22年6月7日に総合福祉部会から障がい者制度改革推進
かいぎ ていしゆつ ひょうきぶんしょ かき とうきょうと かん じじつ こと
会議に提出された標記文書において、下記のとおり、東京都に関し事実と異
ないよう きさい しょうごうふくしづかい じゆう けんとう かん
なる内容が記載されております。総合福祉部会における自由な検討に関し、
ぎょうせい いぎ もう の たちば じじつ こと ないよう きさい
行政として異議を申し述べる立場にはありませんが、事実と異なる内容が記載さ
ぶんしょ しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ ていしゆつ きわ いかん
れた文書が障がい者制度改革推進会議に提出されたことは極めて遺憾で
とくてい じちたい きさい さい じぜん しょうかい もう い
あり、特定の自治体について記載される際は、事前に照会されるよう申し入れ
ます。

き
記

きーびすたいけい ないよう かいごきゅうふ してい
「A-4サービス体系・内容について 1) 介護給付について 1-5 指定
きじゆん かくとどうふけん くに きじゆん ふほう きょうか
基準」において、「・・・各都道府県で国の基準を不法に強化して、たとえば、
とうきょうと きょたくかいごじぎょうしょ じゅうどほうもんかいごじぎょうしょ かいごほけんきょたくかいご
東京都は、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所と介護保険居宅介護
しえんじぎょうしょ おな ふろあ かべ くぎ ゆき
支援事業所が同じフロアにあってはいけない（壁で区切って行き来できないよう

にして出入口も別に作る) 規制を行うなどの問題がある。重度訪問介護事業所が不足している中、問題である。このような規制は指導すべき。」と記載されていますが、これは事実と異なります。

東京都においては、国の定めた「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)に基づき事業者指定を行っており、上記のような規制は行っていません。